

医療法人大樹 老人保健施設大樹 入所契約書 (書面①)

様(以下「利用者」という)と 医療法人大樹 老人保健施設大樹 (以下「当法人」という)は、利用者に対して行う介護保健(入所)サービスについて、各々対等な立場でその内容を確認し、次の通り契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

当法人は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健サービス等の提供に伴う次条以降の内容につき、利用者及び利用者を扶養する者(以下「保証人」という)と当法人間において契約することを目的とします。

第2条 (適用期間)

本契約は、利用者に関わる入所契約書を当法人に提出したときから効力を有します。

但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

利用者は、前項に定める事項の他、本契約の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当法人を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び保証人は、当法人に対し、退所の意思表示をすることにより本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

第4条 (当法人の判断に基づく利用の解除)

当法人には、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当法人において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本契約に定める支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当法人の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当法人を利用継続が困難である当法人が決定した場合

第5条 (利用料金の支払)

- 1 利用者及び保証人は、連帯して、当法人に対し、本契約に基づく介護保険サービスの対価として、利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があり、所定の方法により当法人にお支払いいただくものとします(別表をご参照下さい)。
- 2 当法人は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書等に関し、毎月15日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当法人に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。その際保証人の極度額は50万円を限度とします。
- 3 月の途中で退所される場合には、退所時に入所中のご利用料金の合計額を請求し、支払いいただきます。
- 4 当法人は、利用者又は保証人から、本条第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

第6条 (記録)

当法人は、利用者の介護保健サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。

当法人は、利用者ならびに保証人その他の者(利用者の代理人を含みます)が前項の記録

の閲覧、謄写を求めた場合には、当法人の長（以下「理事長」という）の判断によりますが、これに応じます。その際の実費に関しては、都度、当法人は請求することができるものとします。

第7条（身体の拘束等）

当法人は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、精神保健指定医である理事長がその要否を判断し、ご家族の同意の上、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、当法人の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急性等、やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第8条（秘密の保持）

- 1 当法人とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ③ ご利用者様の写真が所属フロアの廊下や当法人発行の機関紙等に掲載されること。
 - ④ その他、別途、当法人が定めた個人情報の取り扱いに関する書面の通り。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第9条（緊急時の対応）

- 1 当法人は、利用者に対し、法人所属の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当法人は、利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、専門的対応が必要と判断した場合、又は、本人及び家族の希望により、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当法人は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第10条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当法人は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当法人は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第11条（要望又は苦情等の申出）

利用者及び保証人は、当法人の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができ、又は、理事長宛ての文書にて、事務局職員を窓口とし、申し出ることができます。

第12条（賠償責任）

- 1 介護保険サービスの提供に伴って当法人の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当法人は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当法人が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して当法人に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用契約に定めのない事項）

本契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当法人が誠意をもって協議し定めることとします。